

勤務薬剤師の過誤と病院の責任

【質問】

患者さんに対する薬剤の投与に関する医療事故の報道がありました。

病院で雇用している薬剤師が薬剤の取り違い、用量の誤り等、調剤業務上の過誤を発生させた場合、病院の法的責任はどのようなものになるのでしょうか。

【回答】

薬剤師の業務上の注意義務は多岐にわたりますが、以下のような注意義務があげられます。

①医師の処方せんどおりに調剤し、交付する注意義務

薬剤師法 23 条 2 項は「薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんで交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない」と規定しています。

②処方せん審査上の注意義務

薬剤師法 24 条は「薬剤師は処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんで交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければこれによって調剤してはならない」と規定しています。

③患者に対する指示、説明、情報伝達上の注意義務

薬剤師は医薬品の添付書類に指示された薬の副作用、有害性について患者に伝えなければなりません。

④薬剤、器具保管上の注意義務

薬剤師は自己の使用する薬剤、調剤器具につき調剤事故を防止すべく保管、管理しなければなりません。

薬剤師がこれらの注意義務に違反したことにより患者に症状悪化、健康被害等の損害が生じた場合、薬剤師の業務上の過誤とされ、薬剤師本人は、民法 709 条に基づき不法行為責任を負うことになります。

民法 709 条に定める不法行為の成立要件は、①故意または過失②権利または法律上保護される利益の侵害③損害の発生④因果関係とされます。

それでは、薬剤師を雇用している病院はどのような法的責任を負うのでしょうか。

(1) 債務不履行責任

病院が、調剤業務のために薬剤師を雇用している場合、その薬剤師が調剤を行うのは、患者と病院との間の診療契約の一環として行われるものと考えられます。

病院と患者との間の診療契約の性質は民法上の準委任契約に該るものと考えられ、患者の症状を医学的に解明し、その症状に応じた適切な治療行為を行うことを内容としています。

病院は、患者との間で診療契約を履行するにあたり、薬剤師を補助者（法律上、履行補助者と呼びます）として調剤業務を行わせることができますが、履行補助者が調剤過誤により患者に損害を発生させた場合、病院は、診療契約の相手方である患者側から債務不履行に基づく損害賠償責任を追求されます。

(2) 使用者責任

薬剤師を雇用する病院は民法715条に基づく使用者責任を負うこともあります。使用者責任とは、他人に使用されている者が、その使用者の事業を執行するにつき、第三者に違法な損害を与えた場合、使用者にも損害賠償責任を負担させようというものです（民法715条）。

薬剤師を雇用する病院に使用者責任が認められる要件は以下のとおりです。

- ①被用者たる薬剤師の行為が民法709条による不法行為に該ること。
- ②病院と行為者たる薬剤師との間に使用関係があること。
- ③加害行為（調剤過誤）が病院の事業の執行（診療行為）につきなされたこと。

病院が負う責任の根拠として、上記の債務不履行責任と使用者責任とはそれぞれ要件を満たせば両立するものですから、薬剤師を雇用する病院は、調剤過誤による医療事故が発生した場合、いずれの根拠によっても法的責任を問われる可能性があります。